



新型コロナウイルス感染症の場合

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に解熱した場合	発熱	<b>軽快</b>	<b>軽快後1日目</b>	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	<b>軽快</b>	<b>軽快後1日目</b>	発症後4日目	発症後5日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	<b>軽快</b>	<b>軽快後1日目</b>	発症後5日目	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	<b>軽快</b>	<b>軽快後1日目</b>	○	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	<b>軽快</b>	<b>軽快後1日目</b>	○
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

出席停止期間の数え方

- ・季節性インフルエンザの出席停止の基準は「発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」です。最短でも発症日を含め、6日間は出席停止期間となります。
- ・新型コロナウイルス感染症の出席停止の基準は「発症後5日を経過し、かつ症状が軽快後1日を経過するまで」です。季節性インフルエンザと同様、最短でも最短でも発症日を含め、6日間は出席停止 期間となります。
- ・出席停止期間の数え方は、発症日及び解熱日もしくは症状が軽快した日を0日目とし、翌日から1日目、2日目・・・と数えます。
- ・「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。